助成受付番号 第 15013 号 研究課題番号 （ ⑧ ）

# 建設生産システムにおける価格決定構造に関する研究（最終報告）

日本大学 危機管理学部 教授　木下誠也

**概要：**

わが国の公共工事の入札は、予定価格による上限拘束のもとで落札者を決定するという、他国にほとんど例をみない方式となっている。発注者側が定めた上限・下限に誘導されて落札金額が決まり、それが下請へ、さらには労務賃金の支払いへと、上流から下流へ向かって価格が決定される構造となっている。これが、需要減の局面における過当競争や、需要増の局面における不調・不落の多発といった弊害をもたらし、地域建設業の疲弊の要因となっている。

本研究は、この価格決定構造に着目して、公共工事の品質を確保しつつ優良な地域建設業の維持発展に資する建設生産システムのあり方について研究するものである。中間報告における国内外の相違を踏まえた疲弊要因の分析と価格決定構造の現状分析に加えて、本最終報告においては、わが国における積算等の課題を整理し、米国の入札契約方式と価格決定構造を参考として、予定価格制度と価格決定構造の見直しの方向性と課題を明らかにするものである。

*キーワード：会計法，予定価格，下請構造，賃金，価格決定構造*

## １．公共工事の予定価格制度と積算の課題[1)]

建設工事の請負契約においてベースとなるのは、民間工事の場合は一般には受注者側の積算である。海外においては、民間工事だけでなく公共工事についても受注者側の積算が契約のベースとなるのが一般である。しかし、わが国の公共工事では、かつて直営で行った工事が次第に請負化した歴史的経緯のために、発注者側の積算をベースとして契約を締結することが一般的となっている。

これを前提として予定価格制度による入札契約手続きが会計法令等に定められている。現行の制度は、目的物の設計・積算において発注者の無謬性が前提となっている一方で、予定価格算定のための積算は、現場に最も相応しい価格ではなく、あくまでも標準的な価格を算定している。

また、予定価格による上限拘束の下で、発注者が設定する上限（予定価格）と下限（低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という）又は最低制限価格）の範囲内に入札額が誘導されるという問題がある。受注者は自ら工事を実行する場合の見積に加えて、発注者側積算も行う必要がある。自らの実行予算を算出せず、発注者側積算の予測だけをもとに入札額を決める場合すらある。

さらに、発注者が標準的と考える工法での積算が予定価格として上限となるため、幅広い技術提案ができないという問題がある。調査基準価格を下回る大幅なコストダウンが可能な工法等を考えても、有利になるわけではないため、そうした発想が生まれにくい。歩掛どおりの施工を行っていれば無難との意識になりやすい。

わが国では発注者側が決めた上下限のもとに落札価格が誘導され、それが下請へ、さらには労働者の賃金の支払いへと、上流から下流へ向かって価格が決定される構造になっている。これに対し、海外では下流から上流へと積み上げた企業側の積算をもとに競争が行われ、その結果として落札価格が定まるのが通常と考えられる。

国土交通省直轄工事総合評価落札方式における入札額の分布をみると、平成 17 年度は予定価格付近にピークがあったが、平成 18 年度を境に平成 19 年度以降は予定価格と調査基準価格の２つのところにピークがある。これにより、平成 17 年度までは入札額が発注者の定める予定価格により誘導されていたのに対し、平成 18 年度を境にそれ以降は発注者が定める調査基準価格により誘導されるように推移していることがわかる（図-1）。

助成受付番号　第 14012 号　研究課題番号　（ ⑧ ）

## ２．米国の入札契約方式と価格決定構造 [1)]

### (1) 米国の入札契約方式と価格審査

米国連邦政府機関による公共工事の入札契約方式は、FAR (連邦調達規則) では大きく「封印入札 (価格競争入札)」と「交渉契約」に分けている。交渉契約はさらに、わが国の随意契約に相当する「単独調達」、「プレゼンテーション」及び「ベストバリュー方式」に分けられる。ベストバリュー方式とは、発注者の要求事項に対して総合的にみて最大の利益が期待できる調達を意味するものであり、わが国における総合評価落札方式に類似している。わが国では総合評価落札方式を競争入札の一類型としているが、米国においては交渉契約の一類型としている。

FAR では、「封印入札」の手続きをパート 14 に、交渉契約の手続きをパート 15 にそれぞれ規定している。

封印入札における入札時の審査に関しては、パート 14 の 14.404-2 節（各入札の却下）に、入札を無効とする条件などを次のように定めている。

(a) 入札招請の要件を満たさない入札は無効とする
(b) 仕様が適合しない入札は無効とする
(c) 工期が合致しない入札は無効とする
(d) 入札招請の要件を変更する条件を課する入札は無効とする
(e) 低価格の入札者には、好ましくない条件を削除するよう求めることがある
(f) 契約担当官が書面により、入札価格（内訳を含む）が不当と認める入札は無効とすることがある。不当性については、総額のみならず内訳の各項目の価格も判断対象となる。
(g) 内訳や細目の価格が実質的に不均衡な入札は無効とすることがある
(h) 開札日の時点で資格停止となっている者等による入札は無効とする
(i) サブパート 9.1 により履行不能と認められる者による低価格の入札は無効とする
(j) 入札保証が要件とされていて保証が得られない入札は無効とする

同じくパート 14 の 14.408 節（契約締結）14.408-2 には、「契約担当官は、契約締結の前に、落札者となる者が履行能力を有し、入札価格が適切であることを確認しなければならない。15.404-1 節(b)の価格分析手法を指針として用いることができる」とし、「特に１者入札の場合は注意が必要である」としている。また、「価格分析においては、入札が実質的に不均衡かどうかを考慮しなければならない」と定め、交渉契約に関する手続きを定めた 15.404-1 節(g)を参照することとしている。これは、総価として妥当な価格であっても、内訳において変更が見込まれる項目の単価を高額にし、変更が見込まれない項目の単価を低額にするなどの不均衡な価格操作がされていないかどうかを審査

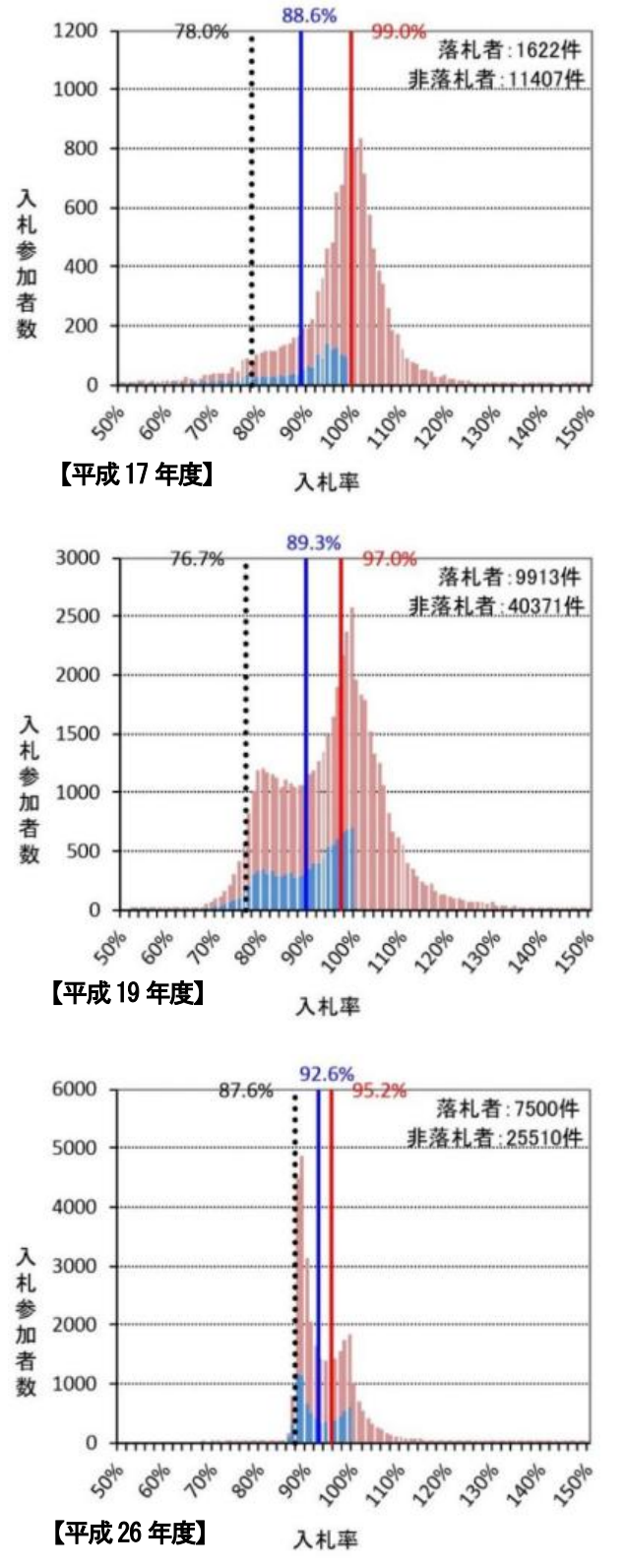


図-1　国土交通省直轄工事総合評価落札方式における入札率の分布

するものである。

わが国の価格競争入札においては、最低価格札を自動落札とするのに対し、米国における競争入札においては、落札候補者の価格の妥当性の評価を交渉手続きにおける手続きに準じて行うべきことを規定している。

米国では、ボンド会社による入札ボンド等の発行にともなう審査により財務力の弱い建設業者の入札参加を抑える効果があるほか、他者に比べて著しく安い札に対して履行ボンドの引き受けを拒否する場合もある。ボンド制度が著しい低価格の入札を抑制する効果がある。また、アメリカでは、労務賃金の下限が連邦法等によって定められている上、入札参加者が入札の前に下請業者から見積を取り、それを踏まえて入札価格を設定する場合が多い。このため、下請叩きとなるような価格が設定されにくい状況にあるといえる。

交渉契約については、FARパート15の15.402節（価格の考え方）(a)では、契約担当官は、物品あるいは工事等のサービスを調達する際には、信頼できる者と「公正(Fair)かつ適正（Reasonable）な価格」で契約をしなければならないとし、契約担当官は提示された価格の適正さを確認するため、契約相手（Awardee）に次の①又は②のデータの提出を求める。ただし、契約相手を2者以上による適切な価格競争入札で選定した場合には、データの提出を求める必要はない。

① 一定額（75万ドル：約7,500万円）以上の場合
提案した契約価格あるいはコストが適正であるとの内容証明付のコスト（Certified Cost）あるいは価格データ（Pricing Data）、並びに必要に応じ価格の正当さ適正さを示す資料

② 一定額（75万ドル：約7,500万円）未満の場合
必要に応じ、内容証明付のコスト(Certified Cost)や価格データ（Pricing Data）以外の価格の正当さ適正さを示す資料
コスト、あるいは価格に関するデータ、及びその他必要なデータ

さらに、15.404-3節（下請価格の検討事項）では、契約担当官が下請契約価格も含めて元請企業と公正かつ適正な価格で元請契約をするため、契約担当官は、元請価格の適正さを確認するにあたって、元請企業あるいは下請企業が発注者の承認する調達システムを有しているか、下請契約の価格あるいはコストについて分析をしたか、元請企業が発注者と契約交渉をする前に下請契約価格について交渉したか、について検討することを求められている。これらの検討に加えて、発注者は自ら元請企業からの提出書類（下請企業の内容証明付のコストあるいは価格データを含む）を分析する責任を負うことになっている。

元請企業、あるいは下請企業は、下請契約価格が公正・適正なものであることを確認するため、以下のことを実施する責任を負う。

- 下請コスト、あるいは下請価格の分析をすること
- 分析結果を元請企業が提出する入札価格に添付すること
- 内容証明付の下請コストあるいは下請価格データの提出を求められた場合、それを政府（Government）へ提出すること

### (2) 米国における元下関係と価格の決まり方

元下間の契約形態はランプサム契約（総価契約）が一般的である。また、契約約款は、AIA（米国建築家協会）、AGC（米国ゼネコン協会）、他の建設関連団体が出している約款及び元請業者の自社約款が用いられている。下請業者への支払いは毎月の出来高払いで行われ、通常、出来高金額に対して10%保留している。

現場では元下間で業務を分担しており、工事着手前のミーティングや施工期間中のサイトミーティングが行われる。日本のように元請業者が日々の工程に至るまで関与することはなく、各下請業者は詳細工程、施工図を作成し、それに基づき、資機材、労務の手配などを行い、作業をコントロールしている。元請業者は全体工程の立案、進捗状況の確認が中心となる。

品質管理については、コンクリート、鋼材などの試験・検査は、通常、インスペクターという第三者の検査試験機関によって行われ、その結果が、発注者、設計者および元請業者に報告されている。また、安全管理は、各下請業者が責任を持って行っている。元請業者は自社の施工箇所および共通仮設についてのみ管理を行い、各下請業者がOSHA（連邦労働安全衛生法）などを遵守しているのか監視している。

賃金条項を含む労働条項を規定する公契約法は、州によっては19世紀から制定されてきた。「公契約」という用語は、国際労働機関の「公契約における労働条件に関する条約」（1949年（昭和24年）、第94号条約、以下「ILO第94号条約」）に由来し、契約の当事者の少なくとも一方が公的機関である契約を指す。「公契約法」とは法律により公契約の条項に含めるべき内容を定めるものである。ILO第94号条約や諸外国の公契約法では、公契約に盛り込むべき条項を、公契約事業に従事する労働者の賃金、労働時間、その他の労働条件に関する条項としていて、これら労働条件に関する条項を「労働条項」という。

公契約法の１つであるデービス・ベーコン法は、1931年に公共工事を対象として制定された。現在は、2,000ドル以上の公共工事におけるすべての労働者が対象となり、労働条項は賃金のみならず、保険や有給休暇にまで及ぶ。実効性担保の方法として、違反企業には3年間、公共工事に参加できないという厳罰が科せられる。

米国の公共工事は、完全下請を禁止し、必要な直傭率を発注者が事前に指定している場合が多い。

また、入札にあたって、労務費については最低賃金に係

わる法律（デービス・ベーコン法や各州法）やユニオン（建設労務者の組合）との協定による時間単価に従い見積を行うことになる。一方、下請契約については下請企業と仕事の内容、契約条件、契約額等を入札前に取り決め、これらを踏まえた上で見積に反映させる。入札額は実行予算ベースで積上げた金額となる。

契約後、受注者は最低賃金制度やユニオンとの合意に基づいて直傭労務者に対して直接賃金を支払い、下請企業による支払賃金証明書の提出及び受注者による確認を義務付けているため、法的に定められた額以上の賃金が労務者に支払われる。

発注者側が行う積算は、予算管理的な意味合いが強く、わが国の予定価格のように上限拘束の機能を有するものではない。また入札額と発注者側積算に大きな乖離があれば、契約条件等の見直しを行い、発注者積算が見直された上で再入札になることもある。積算方法は基本的に施工者側と同じ方式が使用される。

### (3) 米国における公共工事入札の事例

カリフォルニア州公共ユーティリティ委員会が導水トンネル工事（全長 5.7㎞、掘削断面（馬蹄形）3.7m×4.3m）を封印入札により発注した事例における入札価格決定に関係する入札時提出書類をみる。

「入札金額の提示」については、総価だけでなく単価項目と一括項目からなる見積表を提出する。単価項目では単位施工数量あたりの単価を提出し、施工時の数量の増減に応じて項目あたりの金額が変化するのに対して、一括項目では項目あたりの金額が固定される。リスクの多い項目（数量が明確でない場合）を単価項目とすることにより、施工時の数量増減に対して発注者がリスクを分担する。従って、単価項目の金額は数量が確定するまで公式とならず、請負金額も工事終了まで確定しない。さらに発注者は入札金額表でリスクに対する予備費をあらかじめ計上している場合もあり、これと入札参加者による見積金額を合わせた金額が総額の入札金額となる。

このように受注者側のリスクを低減するシステム、また数量の増加またはリスクの発現に伴い費用が増額した場合は発注者から受注者へ支払が簡易にできることにより、受注者が負うリスクはある程度限定される。これにより、入札参加者は過度のリスクに対する予備費を計上することなく、入札金額を抑えることが可能となる。

「入札ボンドの提示」については、通常、入札金額の 10%を提出する。入札ボンドは落札後に入札参加者が契約を辞退した場合に使用されるため、入札参加者に負担が発生する。さらに民間のボンド会社から入札ボンドが発行される際に、会社の経営状態や手持ち工事量が確認され、入札参加者の入札の参加機会が制限される。よって入札参加者は自身が保有する経営資源を考慮し、確実に履行できる工事に絞った入札参加を行うことが想定されるため、過度な競争が避けられる仕組みがある。

「サブコンリスト」については入札金額の 0.5%以上を下請けする企業名を提出する必要があり、その際にその企業が実施する仕事の内容と下請契約額も併せて提出する。したがって入札の時点でこれらが確定していることが必要となる。これは、さらなる値下げ交渉を回避することを意図しており、下請企業保護の一環である。

「労務契約書の承認（ユニオンとの覚書）」については、直庸労働者をユニオンから調達する場合に、ユニオンと事前に合意した労働者単価の覚書を発注者に提示する。カリフォルニアの公共工事では一般的に請負金額の 40%程度を直庸労働者により実施することが求められ、その場合、ユニオンの影響が強い地域では、ユニオンからの労働者調達が必要となる。さらに本工事では、「トレーニングプログラム参加の確認書」により、労働者育成のための基金にユニオンを通して支援することを発注者に対して入札参加者は確認する。

「適切な賃金支払い義務の確認書」については、入札参加者はサンフランシスコ市の憲章や行政規則に従い、標準賃金の中で最も高い水準の賃金を労働者に支払うことを確約する。標準賃金とは 50%以上の大多数の労働者に支払われている賃金で、その額はデービス・ベーコン法やその他州ごとの標準賃金法にて定められている。直庸労働者にはこれら賃金が支払われ、入札額はこれらを踏まえた上で設定される。ユニオンと合意する場合は、これら法律に則った金額を最低基本賃金とし、経験やスキルに応じ賃金が増加する。さらに労働者への給付金やユニオンへの支援金等を含めた時間単価を合意することになる。

以上のように、標準労働賃金の法制化（統一化）により、労働者の賃金水準を確保した上で、入札では労務単価の値下げではなく、入札参加者のマネジメント力、品質管理能力、施工方法・施工技術の差別化による生産性および効率性向上による全体労務費削減や下請コスト削減による競争が実現していると考えられる。

## 3．予定価格制度と価格決定構造の見直し

### (1) 見直しの方向性と課題

上限拘束性を有する予定価格制度を見直すとともに、価格審査の充実とオープンブック方式等を導入することが検討課題である。受注者側積算をベースに契約を締結すれば、米国等の海外の契約方式に近い形となり、予定価格の上限拘束による弊害や、発注者側積算の課題は大幅に解決する。また、元下契約や労務賃金については、オープンブック方式の導入等によりしわ寄せを防止することはある程度可能である。

発注者がそうした価格決定手法を採用することになれば、受注者（供給者）は、発注者側の積算基準に拘束され

ることなく、自らの責任と判断で原価と利益を見積もり、発注者（需要者）に提示することが可能（必要）になる。さらに、適正な元下契約のもとに労務賃金が適正に支払える仕組みが整えば、落札価格が市場で決定される健全な競争環境が形成される可能性が生まれる。そして、受注者にとっては、過当競争に陥らずに無理のない価格で受注でき、優良な企業が勝ち残れる競争環境が形成され得る。

受注者側積算を契約のベースとすることについての検討課題としては次のようなことが考えられる。第一に、発注者積算の根拠となる積算基準を発注者が持たないこととした場合には、見積額の妥当性を判断する指標がなくなる。そのため、受注者の見積額の妥当性を精査するためには、国土交通省の積算基準をその拠り所として活用することが考えられる。

第二に、受注者積算が想定よりも高価だった場合に予算不足により予定していた工事が実施できなくなる（工事がとりやめとなる）ことが想定される。そうした事態に備えるよう予算執行制度（繰越や流用等）を弾力的に運用できるようにする必要がある。

第三に、下請け金額や労務賃金が適正に支払われるよう、賃金を保証する仕組みを検討する必要がある。

発注者は提案技術を基とした受注者側積算を精査するため、提案技術の妥当性、施工方法、品質確保の妥当性や工期設定の妥当性等を評価する必要がある。そのため、発注者には従来にも増して十分な技術力・マネジメント力が要求されることとなる。

労務単価については、従来の公共工事設計労務単価ではなく、職種技能評価別で、かつ、技能労働者の支払金額と社会保険を保障した、また、下請会社の必要経費を勘案した単価に改善していく必要がある。労働者への支払金額を保証した労務単価設定は、価格競争の激化による技能労働者へのしわ寄せを防止し、ひいてはダンピングの防止に繋がるものと考えられる。

1970 年（昭和 45 年）の日本建設業団体連合会（日建連）の「労働力プール化構想」[2)3)4)]は、元請・下請専門団体を網羅する運動として進められたが、当時は業界全体の合意が得られなかった。しかし、今後の元下関係の改善を考える上で参考になるものと考えられる。老朽化したインフラストックを今後、維持・更新し、今後激化が予想される災害に対応するためには、それぞれの地域に継続的に建設業の担い手が必要であり、「労働力プール」のような受け皿と仕組は有効であると考えられる。

### ⑵ 労務賃金の見直し[5)]

わが国は ILO 第 94 号条約を批准しておらず、これまで公契約法を求める動きがあったものの制定には至っていない。たとえば 2009 年（平成 21 年）には、国が発注する公共工事における労働者の報酬の確保を図るため、「国等が発注する建設工事の適正な施工を確保するための公共工事作業従事者の適正な作業報酬等の確保に関する法律（案）」が民主党参議院議員を中心に作成され、民主党のネクストキャビネットに報告されたが、同年の衆議院選挙における民主党マニフェストには掲載されず、国会には提出されていない。

国土交通省及び農林水産省は、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を 1970 年（昭和 45 年）より定期的に調査し、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定している。公共工事設計労務単価は、毎年、労働者の職種別地域別の実態賃金を調査して定めるものであるため、デフレスパイラルとなり、ピークであった平成 9 年度以降、平成 23 年度まで縮小が続いた。平成 25 年度以降は、技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映し、入札不調の増加に応じ機動的に単価を引き上げるほか、社会保険への加入徹底のため必要な法定福利費相当額を反映することとし、回復基調となった。

この公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものとはなっていない。受注した建設業者は、その費用をどのような内訳で使うかということについては何ら拘束されない。特に重層下請構造になると何段階にも建設業者が入るため末端の労働者の賃金にしわ寄せが生じやすくなる。

わが国の重層下請け構造では、2 次以下の下請が「労務提供」のみを行ったり、「斡旋」のみを行っている下請企業が入ったりするケースがみられ、労務管理と労務提供が別の業者に分担されているケースもみられる。役割分担や経費の流れが契約上不明確な場合もみられる。橋本ら[6)]の調査によると、下請化には施工の下請化と労務の下請化の 2 種類があり、労務の下請化の段階で双方の役割分担が不明確な場合に、技能労働者の賃金が安くなったり、中間搾取が発生しやすい構造となりやすい。

建設現場における技能労働者の大半は、2 次下請以下の技能労働者で占められている。2 次下請以下の技能労働者の給料の配分や募集採用といった運営方法に関しては、元請・1 次下請など上位組織でも介入できない（しない）慣習がある。建設現場を支える技能労働者の確保は、中小零細企業が多くを占める 2 次下請以下の組織の自助努力に委ねられている状況にある。こうした状況は、建設労働問題等の多様な課題を末端あるいは個別のものへと拡散させ、組織的かつ効果的な解決策を講じ難いものにしている。

こうした現状の課題解決と技能労働者の集約による雇用安定化対策として、元請または 1 次下請企業による常時雇用化の必要性も言われるが、専門工事業者から出される意見としては、①技能労働者のサラリーマン化により作業効率が低下することに対する懸念、②建設現場の技能労働者の大半を率いている 2 次下請以下の親方側から見ると直接雇用されるメリットが見出されないため直接雇用は進

まないのではないかという懸念、の 2 点がある。[7)]

労務賃金の低下等が根本的な問題と考えれば、欧米の賃金制度や建設労働協約で実現しているように企業横断的な職種別技能評価による賃金・処遇を保証することが対応策になり得ることが考えられる。

建設労働者の賃金水準を確保する方策として、地方自治体において公契約条例に向けた取組みが、ここ 10 年程の間に活発になってきている。その手法は、条例の制定に限らず要綱等の文書による指導や入札方法の工夫によるものもある。

北海道函館市が土木部長名で公表した「工事、委託の施工上の留意事項」（は、公共 事の受注者に対し、市が発注する工事に従事する者の賃金額の下限の基準を具体的に文書で示したものである。

また、公契約の入札時の評価項目に賃金の下限に関する項目を置き、公契約事業に従事する者の賃金の確保に取り組む企業が落札しやすくなるよう、入札制度を工夫する自治体もある。平成 20 年 9 月から導入された東京都日野市の総合評価方式による公共工事請負入札は、その代表例である。日野市独自の評価項目である「格差是正への取組み」の一つに「建設労働者の適正な労務単価確保」をあげ、労務単価が公共工事設計労務単価の 80%以上であることが入札時の提出書類上で確認できた場合、技術評価点が加算される。工事完成検査時に、支払給与実績等が確認できる給与明細書、賃金台帳を提出させ、履行の確認を行うことになっている。

具体的な賃金の下限を条例で定めようとした初めての事例は、兵庫県尼崎市の条例案である（平成 21 年 5 月否決）。他の自治体に先駆けて公契約条例が制定されたのは、全国初の事例である千葉県野田市（平成 21 年 9 月制定）、政令指定都市初の事例である神奈川県川崎市（平成 22 年 12 月制定）である。[5)]野田市では、4,000 万円（2015 年（平成 27 年）～）以上の工事において公共設計労務単価の 85%以上の賃金の支払いを義務付けている。また、1,000 万円以上の業務委託においては市の職員の賃金を基準としている。

## ４．おわりに

わが国では、会計法令等による予定価格制度という他国に例をみない法制度と相俟って、長年月の取引を前提とする元下関係等の社会システムによって、公共工事において価格が上流から下流へと決定される構造となっている。これを米国等のように、価格が下流から上流にむかって決定される構造へと転換するには、賃金決定の仕組みや、元下間の商慣習の見直しが必要になる。会計法、地方自治法等の入札契約制度の抜本見直しが欠かせないが、当面公共工事の契約において労務賃金や下請への支払いについて発注者が関与することも一つの方策と思われる。

労務者の賃金水準を確保した上で、受注者のマネジメント力、品質管理能力、施工方法・施工技術の差別化と、生産性向上による競争環境が実現することが課題である。改革実現に向けて、発注者側と受注者側の双方の意識改革と建設産業界の機運の高まりを期待したい。

**謝辞**：

本研究は、土木学会建設マネジメント委員会の公共工事発注者のあり方研究小委員会（2014-2016）における研究を踏まえて、（一財）国土技術研究センターの 2014 年度及び 2015 年度研究助成による支援を受けて行ったものである。関係の皆さまのご支援・ご協力に感謝の意を表する。

参考文献

1) 土木学会建設マネジメント委員会公共工事発注者のあり方研究小委員会：公共工事発注者のあり方研究小委員会報告書, 2016 年 10 月
2) 日建連十年小史（1976 年（昭和 51 年）5 月 29 日　日本建設業団体連合会）
3) 労働力対策基本計画（1970 年（昭和 45 年）9 月 21 日　日本建設業団体連合会）
4) 建設労働力対策基本計画 第四次草案（1971 年（昭和 46 年）6 月 1 日　建設労働力センター設置準備会）
5) 松井他, 公契約法と公契約条例－日本と諸外国における公契約事業従事者の公正な賃金・労働条件の確保－ レファレンス, 2012 年 2 月号
6) 橋本麻未, 小澤一雅 : 建設業界における重層下請構造の現状と課題, 土木学会建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集, 2014 年 12 月
7) 一般財団法人 建設経済研究所, 建設経済レポート No.63, 2014 年 10 月